

第66回京都大学11月祭 酒類規制細則

(目的)

第一条 この規則は、第66回京都大学11月祭において安全性を担保しながら、酒類提供・飲酒行為を行える環境を作ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規則の適用期間は11月祭開催期間および片付け日とする。

2 本規則の適用場所は本部構内（教育学部祭の開催場所を除く）と吉田南構内（吉田寮を除く）とする。

(定義)

第三条 本規則での酒類は、酒税法の定めを準用する。

（「酒税法」第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。（抜粋））

2 本規則での酒類持込とは、酒類を本規則適用範囲外から内に運び、保管することである。

3 本規則での酒類所持とは、酒類を所持することである。

4 本規則での飲酒行為とは、酒類を摂取する行為のことである。

5 本規則での酒類提供とは、酒類を有償無償問わず、他者に提供することである。

6 本規則での飲酒者は、道路交通法施行令の定めを準用する。

（「道路交通法施行令」第四十四条の三 法第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。（抜粋））

7 本規則での酒類提供模擬店企画とは、11 月祭本部から酒類持込・所持・提供を認められた模擬店企画である。

8 本規則でのアルコールパスポートとは、本規則適用範囲内において酒類提供模擬店企画から酒類提供を受ける資格を証明するリストバンドである。

(禁止事項)

第四条 次の各号にあげる事項については原則禁ずる。

- 一 本規則適用範囲内における 11 月祭本部が認めていない酒類持込
- 二 本規則適用範囲内における 11 月祭本部が認めていない酒類所持
- 三 本規則適用範囲内における 11 月祭本部が認めていない飲酒行為
- 四 本規則適用範囲内における 11 月祭本部が認めていない酒類提供
- 五 本規則適用範囲内における 20 歳未満の飲酒者の滞在
- 六 アルコールパスポートの不適切な利用

2 第一項第一号について、酒類持込は酒類提供模擬店企画が 11 月祭本部の定めた方式で持ち込む酒類に限る。なお、酒類持込が可能な時間は 11 月祭開催期間中とする。

3 第一項第二号について、酒類所持は吉田南グラウンド内でアルコールパスポートの着用時かつ酒類提供模擬店企画が 11 月祭本部の定めた方式で持込、提供している酒類に限る。なお、酒類所持が可能な時間は 11 月祭開催期間中の 10:00～18:00 とする。

4 第一項第三号について、飲酒行為は吉田南グラウンド内でアルコールパスポートの着用時かつ酒類提供模擬店企画が 11 月祭本部の定めた方式で持込、提供している酒類に限る。なお、飲酒行為が可能な時間は 11 月祭開催期間中の 10:00～18:00 とする。

5 第一項第四号について、酒類提供は酒類提供模擬店企画の企画出展場所で、かつ酒類提供模擬店企画が有効なアルコールパスポートを着用している者に対して 11 月祭本部の定めた方式で持込、提供している酒類に限る。なお、酒類提供が可能な時間は 11 月祭開催期間中の 10:00～17:00 とする。

6 第一項第六号について、アルコールパスポートは 11 月祭本部の指定する場所で発行され、発行当日に限り有効であり、発行した本人のみ使用できる。発行の際には、年齢を確認できる顔写真付きの身分証明書 1 点、または顔写真付きでない身分証明書 2 点の提示を求め、20 歳以上だと確認された場合にのみアルコールパスポートを発行する。当日中のアルコールパスポートの再発行は行わない。アルコールパスポートにはチェック欄が記載され、酒類の受け取りごとにチェック欄を埋め、チェック欄が満たされた場合、当該アルコールパスポートは失効し、これ以上の酒類提供を受ける資格を失う。また、アルコールパスポートを破断した際にも当該

アルコールパスポートは失効する。以上に示したアルコールパスポートの仕様に則らない利用を、アルコールパスポートの不適切な利用とする。

7 第一項に当てはまる事項であっても、正当な目的を有すると 11 月祭本部が認めるものについては禁止しない。

(11 月祭本部が認めていない酒類持込・所持・飲酒行為への対応)

第五条 11 月祭本部が認めていない酒類持込・所持・飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該酒類の没収や当該者のアルコールパスポートの没収、当該者の吉田南グラウンド内への移動、当該者の本規則適用範囲外への退去、当該者のアルコールパスポートの着用を命じることができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する者の 11 月祭本部が認めていない酒類持込・所持・飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する者の 11 月祭本部が認めていない酒類持込・所持・飲酒行為が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(11 月祭本部が認めていない酒類提供への対応)

第六条 11 月祭本部が認めていない酒類提供が発見された場合、11 月祭本部は当該行為をやめさせた上で、当該酒類の没収や当該者のアルコールパスポートの没収、当該者の本規則適用範囲外への退去を命じることができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する者の 11 月祭本部が認めていない酒類提供が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する者の 11 月祭本部が認めていない酒類提供が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(20 歳未満の飲酒者の滞在への対応)

第七条 20 歳未満の飲酒者の滞在が発見された場合、11 月祭本部は当該酒類の没収や当該者のアルコールパスポートの没収、当該者の本規則適用範囲外への退去を命じることができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する 20 歳未満の飲酒者の滞在が発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する 20 歳未満の飲酒者の滞在が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(アルコールパスポートの不適切な利用への対応)

第八条 アルコールパスポートの不適切な利用が発見された場合、11 月祭本部は当該者のアルコールパスポートの没収や当該者の本規則適用範囲外への退去を命じることができる。

2 酒類提供模擬店企画を除き、企画に関連する者についてアルコールパスポートの不適切な利用が発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 酒類提供模擬店企画に関連する者についてアルコールパスポートの不適切な利用が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(その他の対応)

第九条 上記第四条から第八条に当てはまらない場合においても、11 月祭本部の判断によって個別の事情を勘案の上、必要であれば当該酒類の没収や当該者のアルコールパスポートの没収、当該者の吉田南グラウンドへの移動、当該者の本規則適用範囲外への退去、アルコールパスポートの着用を命じることができる。

2 上記第四条から第八条に当てはまらない場合においても、企画に関連する者の酒類に関連する問題行為の場合、11 月祭本部の判断によって個別の事情を勘案の上、必要であれば当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 極めて悪質な行為が発見された場合、全学実行委員会を経て個人または団体に対して次年度の企画出展の停止等の措置を行うことができる。

4 企画出展場所において禁止事項に該当する行為を容認したと判断される場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

5 酩酊・泥酔している飲酒者が発見された場合、11 月祭本部の判断によって個別の事情を勘

案の上、当該者のアルコールパスポートの没収や、当該者の本規則適用範囲外への退去を命じることができる。

(適用範囲外への対応)

第十条 本規則適用範囲周辺においても、11月祭本部は本規則の趣旨に照らして必要かつ相当な注意喚起を行うことができる。

(酒類の没収)

第十一条 11月祭本部は本規則適用範囲内において発見された酒類の没収を行うことができる。

2 没収を行う際、所有者が明確である場合は、所有者に本人確認書類の提示を求める。

3 没収を行う際、所有者が明確であり、かつ20歳以上であることが確認された場合は、処分希望か返却希望かの選択を行ってもらふ。処分希望の場合は11月祭本部が即時処分し、返却希望の場合は本規則適用終了後に返却期間を設け、本人確認ができた場合に返却を行う。返却期間終了後に残っている酒類については11月祭本部が処分する。

4 没収を行う際、所有者が明確でない場合、または所有者が20歳以上であることが確認できない場合は、本規則適用期間終了後に11月祭本部が処分する。

(禁止事項への違反の確認)

第十二条 禁止事項への違反の確認は11月祭本部スタッフが行う。

2 11月祭本部は写真を撮影する等の証拠の保全を行うことができる。

3 11月祭本部は必要に応じて声かけ、呼気の確認、所持品の確認等を行うことができる。

(禁止事項への違反に対する手続規定)

第十三条 禁止事項への違反が確認されれば、11月祭本部スタッフが直ちに措置の手続きに移る。

2 当該者に本人確認書類の提示を求め、11月祭本部スタッフが違反情報を記録し、その記録に基づいて措置を行う。

3 当該酒類の没収や当該者のアルコールパスポートの没収、当該者の吉田南グラウンドへの

移動、当該者の本規則適用範囲外への退去、当該者のアルコールパスポートの着用を命じる措置を行う場合には、当該者に対して説明を行う。

4 当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止の措置を行う場合には、当該企画の企画責任者（不在の場合はその代理の者）に対して説明を行う。

5 異議申立は説明の場のみで受け付け、それが妥当なものであると判断される場合に限り当該措置の解除を検討する。ただし、それ以後の異議申立は一切受け付けない。

6 個人または団体に対して次年度の企画出展の停止等の措置を行う場合も第十三条に準じる。